

わく!!
わく!!

情報広場



今月の納税など

市・県民税 第2期

国民健康保険税 第2期

介護保険料 第2期

後期高齢者医療保険料 第2期

※納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替をご利用の人は残高不足にご注意ください。

▼休日納税相談

とき 8月31日(日)午前8時30

分 午後5時

ところ 納税課

▼夜間納税相談

とき 8月11日(月)午後5時15

分 9時

ところ 納税課

最終日曜日
市役所開庁日

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。8月は31日(日)です。ご利用ください。

開庁窓口 市民課、保険年金課

税務課、納税課

※詳細については、各担当課へ

上下水道料金納入に
夜間窓口開庁

毎月、夜間(午後8時まで)に上

下水道料金を納入できるよう第2

浄水場を開庁しています。8月は

26日(火)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)005

0・FAX(48)01220

ふるさと納税制度の
ご寄附のお礼

市内外の多くの人からいただき、誠にありがとうございます。市では、ご寄附をいただいた人へ、感謝のきもちを込めて、「特選 幸手のこしひかり(新米)」を贈呈しています。

また、今後ご寄附をいただいた場合は、平成26年度の新米を12月ごろお届けする予定です。

なお、記念品の入荷予定数に達

する見込みとなつた場合は、受付

けを締め切る場合があります。受

付けを締め切る場合は、市ホーム

ページでお知らせします。

平成26年6月寄附者数 732人

平成26年度寄附金額 1604人

1616万8200円

※寄附金の受付状況は、市ホーム

ページに掲載しています。

問合せ 税額控除以外全般は財政

課 内線252・FAX(43)3783

寄附金に対する税額控除関係は

税務課 内線132・FAX(43)1

125

新しい人権
擁護委員の紹介

7月1日付けで、つぎの人が人権擁護委員となりましたので、お知らせします(50音順)。

新井 和博氏(再任)

小林 達郎氏(新任)

小林 弘和氏(新任)

問合せ 人権推進課 内線162・

FAX(44)0257

ヒューマンフェスタ

とき 8月22日(金)午前10時～午

後3時30分

ところ 大宮ソニックスティ(さい

たま市大宮区桜木町1-7-5)

内容 人権作文表彰・発表、人権

講演会、トークショー、子ども向

け映画上映、アトラクションなど

※入場無料、事前申込み不要

問合せ 埼玉県人権推進課 ☎0

48(830)2255

生活保護110番

とき 9月7日(日)正午～午後4時

内容 司法書士による電話相談

費用 無料

専用電話 ☎0120(052)088

※当日のみ利用可能

問合せ 埼玉青年司法書士協議会

☎048(485)8472

中小企業・個人事業者向け
無料法律相談会

とき 9月6日(土)午後1時～4

時(受付は3時30分まで)

ところ 埼玉弁護士会法律相談セ

ンター(さいたま市浦和区高砂

4-2-1浦和高砂パークハ

ウス1階)

※相談無料、事前申込み不要

問合せ 埼玉弁護士会法律相談セ

ンター ☎048(710)5666

くらしの110番

何年も先から始まる長期の新聞購読契約にご注意!

【事例】

高齢の母が長年同
じ新聞を購読してい
たが、最近、視力が
弱り新聞を読むこと
ができなくなった。解約しようと販売
店に連絡したところ
「1年前に3年間の
契約をし、購読期間
は残り2年ある。新
聞は家族が読めば良
い。解約するなら、
契約時に渡した景品
を返してほしい。」と
言われ、解約に応じ
てもらえない。新聞の訪問販売に関する相談が
多く寄せられています。特に高齢
者が何年も先から始まる長期契約
をしてしまい、その後、事情が変
わったため解約を申し出ても応じ
てもらえないというトラブルが目
立ちます。

【消費者へのアドバイス】

①「〇年先から〇年間」のような契
約は、健康状態の変化や転居
などさまざまな事情で購読が
できなくなる可能性があります。
十分に先を見通して契約する
かどうかを判断しましょう。
②新聞の訪問販売は「契約書を受
け取った日から8日以内」であ

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

平成27・28年度入札 参加資格審査申請受付

平成27・28年度の幸手市(水道事業含む)競争入札に参加を希望する業者の入札参加資格審査申請の受付を行います。

▼「建設工事」「設計・調査・測量」

「土木施設維持管理」

○新規(書面)申請

埼玉県電子入札共同システムに参加している自治体のいずれにも登録がなく、今回新規に申請を希望する事業所が対象

受付 9月12日(金)～10月10日(金)

申請方法 郵送による申請(消印有効、持参不可)

○更新(電子)申請

埼玉県電子入札共同システムに参加している自治体のいずれかに右記業種の登録があり、継続して申請を希望する事業所が対象

受付 建設工事/10月14日(火)～11月28日(金)

設計・調査・測量、土木施設維持管理/10月14日(火)～11月14日(金)

申請方法 電子申請後、確認・証明書類を県入札審査課に一括郵送

郵送先 埼玉県入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 さいたま市浦和区

■6月の幸手消防署出動件数/救急車出動件数180件(急病102件、火災発生件数6件 火災と救急は119番)

高砂3・15・1

提出書類 平成27・28年度競争入札参加資格審査申請書、市税

の完納証明書(市内業者のみ)

※添付書類については、県入札審査課ホームページ「申請の手引き」を参照(8月上旬掲載予定)

有効期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日

▼「物品供給等」「維持管理等業務委託(土木施設維持管理を除く)」

平成27年1月上旬ごろからの受付けを予定しています。改めて、広報紙などでお知らせします。

問合せ 財政課 内線254、257・FAX(43)3783

環境影響評価 公聴会のお知らせ

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る公聴会を開催します。

とき 9月6日(土)午前10時～11時

ところ ウェルス幸手2階第1会議室

※公述申出者がいない場合は中止となります。また、傍聴を希望する人は、開催の有無について

事前にお問い合わせください。

公述の申出 環境の保全の見地から意見のある人は、8月18

日(月)までに県環境政策課または市産業団地整備推進室に

ある公述申出書に必要事項を記入の上、県環境政策課へ郵送(〒330-9301 所在地記入不要)、FAX、メール(a3010-03@pref.saitama.lg.jp)

※期限内必着

問合せ 埼玉県環境政策課 ☎048(830)3041・FAX048(830)4770

行政書士無料相談会

とき 8月19日(火)午後1時30分～4時

ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、開発許可、交通事故示談、外国人に関する手続き、申請 代理業務など

問合せ 埼玉県行政書士会春日部支部 ☎048(737)5615

不動産無料相談室

とき 9月2日(火)午後1時～4時

ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど

※建築指導課(内線572)でも問合せをお受けします。

問合せ (社)埼玉県宅地建物取引業者協会 ☎0120(244)866

建築無料相談室

とき 9月2日(火)午後1時～4時

ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

内容 建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など

※建築指導課(内線572)でも問合せをお受けします。

問合せ 建設埼玉葛幸手支部 ☎(48)0275

埼玉土建久喜幸手支部 ☎(59)3812

(社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手部 ☎(48)0875

ひとり親家庭の母等 ステップアップ就労プログラム

県では、県内在住の再就職・キャリアアップを希望するひとり親家庭の人を対象に、正社員・安定雇用を目指した研修を実施します。

とき 9月～平成27年3月

ところ さいたま市、越谷市ほか

※詳細については、ホームページ(<http://www.saitama-hitorioya.jp/>)を参照してください。

問合せ ステップアップ就労支援事務局 ☎0120(244)866

れば、クーリング・オフができます。ただし、それを過ぎても、つぎのような事情があれば、販売店との交渉により解約できる余地があります。

・不適切な契約が行われていた場合(うそをついたり、脅したりするなどの勧誘行為があった場合など)

・考慮すべき事情がある場合(購読困難になる病気、転居など)

③契約時に受け取った景品は、解約時に景品相当額の返還を求められることもありますので、受け取るかどうか、慎重に判断するようにしましょう。

※景品の提供は「新開業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により、「取引価額の8%」または「6か月分の購読料金の8%」のどちらか低い金額が上限とされています。

④困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ 消費生活センター(市民協働課内) 内線192・FAX(44)0257(毎週月曜・水曜・木曜・金曜日午前10時～正午、午後1時～3時30分)

消費生活センター春日部 ☎048(734)0999・048(739)1152